



金 沢 市 公 報

号外第7号の10

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

| 目 次 | ページ | |
|---|-----|--|
| 規 則 | | 金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (地域保健課) 3 |
| 金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども総合相談センター) 1 | 1 | 金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (市立病院事務局) 5 |
| 金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (こども福祉課) 1 | 1 | 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (環境指導課) 5 |
| 金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (医療保険課) 2 | 2 | 金沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (歩ける環境推進課) 11 |

規 則

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第30号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第34条の15第1項各号」を「第34条の19第1項各号」に改め、同条第2項中「第36条の37第1項」を「第36条の41第1項」に改め、同条第3項中「第36条の37第2項」を「第36条の41第2項」に改める。

第2条の2中「第36条の39」を「第36条の43」に改める。

第2条の3中「第36条の42第1項」を「第36条の46第1項」に改める。

第6条の2の12中「、第2項若しくは第7項」を「若しくは第2項」に改める。

第6条の5中「、第2項及び第7項」を「及び第2項」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

第7条第1項第5号及び第6号中「第31条第5項」を「第31条第4項」に改める。

附則第4項を削る。

別表第2の備考第6項第2号中「350,000円」を「390,000円」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「第1条の32第2項第2号」を「第1条の33第2項第2号」に改める。

様式第1号の2中「あて先」を「宛先」に、「第36条の37」を「第36条の41」に改める。

様式第1号の3中「あて先」を「宛先」に、「第36条の39」を「第36条の43」に改める。

様式第1号の4中「あて先」を「宛先」に、「第36条の42」を「第36条の46」に改める。

様式第6号、様式第7号、様式第11号及び様式第12号中「・第27条第7項」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項を削る改正規定及び別表第2の備考の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第31号

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則(平成10年規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項中「4月1日」を「初日の前日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成23年4月分からの保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第32号

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（出産育児一時金の支給申請）

第9条 被保険者の属する世帯の世帯主が金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）

第16条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとするときは、別紙第1号様式の出産育児一時金支給申請書を市長に提出しなければならない。ただし、当該世帯主が出産に係る病院若しくは診療所又は助産所との間で出産育児一時金の受取に係る代理契約を締結した場合で、当該契約に基づき出産育児一時金（当該出産に係る費用に相当する範囲に限る。）の支給を受けようとするときは、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（同項ただし書の申請書にあっては、第1号及び第2号に掲げる書類）を添付しなければならない。

(1) 被保険者証又は被保険者資格証明書

(2) 母子健康手帳

(3) 条例第16条第1項ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあっては、同項ただし書に規定する出産であることを証する書類

(4) その他市長が必要があると認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、被保険者の属する世帯の世帯主が出産に係る病院若しくは診療所又は助産所との間で出産育児一時金の支給の申請及び受取に係る代理契約を締結した場合で、当該契約に基づき出産育児一時金（当該出産に係る費用に相当する範囲に限る。）の支給を受けようとするときは、当該病院若しくは診療所又は助産所が石川県国民健康保険団体連合会を通じて別に定める書類を市長に提出しなければならない。

様式第1号を次のように改める。

第1号様式（第9条関係）

| | | | | |
|-------------------------------|-------|----------|--------|---|
| 出産育児一時金支給申請書 | | | | 年 月 日 |
| (宛先) 金沢市長 | | | | 申請人 住 所 世帯主氏名 ㊟ |
| 出産育児一時金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | | |
| 支 給 申 請 額 | | | | |
| 被 保 険 者 証 | 記号 | 番号 | | |
| 分 娩 日 時 | 年 月 日 | 午 前 後 | 時 分 | |
| 出 産 児 氏 名 | | | | |
| 出産した者の氏名 | | | 出産児の続柄 | |

| | |
|--------------------|-----------|
| 出産に係る医療機関等 | 所在地 名称 |
| 出産に立ち会った医師又は助産師の氏名 | |
| 備考 | |

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給の申請のあった出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の第1号様式の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第33号

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則（平成9年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 保健所の組織は、次のとおりとする。

| 課 等 | グ ル ー プ |
|---------|--|
| 地域保健課 | 企画庶務グループ 医事グループ 感染症対策グループ 食育推進グループ |
| 衛生指導課 | 環境衛生グループ 理化学検査グループ 微生物検査グループ 小動物管理グループ |
| 食品安全対策室 | |
| 食肉衛生検査所 | 検査第1グループ 検査第2グループ |

2 保健所並びに前項の表に規定する課等及びグループにそれぞれ長を置き、必要に応じ、保健所に次長を、課等に課長補佐等及び医長を置くことができる。

第3条第3項中「課長（食肉衛生検査所長を含む。以下同じ。）及び室長」を「課長等」に改め、同条に次の3項を加える。

- 4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管事務を掌理する。
- 5 グループ長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。
- 6 医長は、上司の命を受け、担任の専門事務を掌理する。

第4条を次のように改める。

第4条 地域保健課の各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

| グループ | 分 掌 事 務 |
|----------|--|
| 企画庶務グループ | 1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項 2 保健事業の企画及び立案に関する事項 3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項 4 保健師に関する事項 5 母体保護に関する事項 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による保健所長の事務に係る精神保健に関する事項 7 看護学校等の学生及び生徒の実習に関する事項 8 保健所の庶務及び予算に関する事項 9 駅西健康ホールに関する事項 |

| | |
|-----------|---|
| | 10 他課及び他グループに属しない事項 |
| 医事グループ | 1 医事に関する事項 2 公共医療事業の向上及び増進に関する事項 |
| 感染症対策グループ | 1 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事項 2 養育医療に関する事項 3 育成医療に関する事項 4 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事項 5 感染症診査協議会に関する事項 |
| 食育推進グループ | 1 食育施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 2 歯科保健に関する事項 3 専門的な栄養指導等に関する事項 |

2 衛生指導課の各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

| グループ | 分 掌 事 務 |
|-----------|---|
| 環境衛生グループ | 1 環境衛生関係営業に関する事項 2 そ族衛生害虫の発生の抑制その他環境衛生の改善指導に関する事項 3 温泉法に関する事項 4 水道法に関する事項 5 薬事に関する事項 6 毒物及び劇物に関する事項 7 特定建築物の衛生的環境の確保に関する事項 8 家庭用品の監視指導に関する事項 9 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項（小動物の引取り及び収容に関する事項を除く。） |
| 理化学検査グループ | 1 理化学に係る衛生上の試験及び検査に関する事項 |
| 微生物検査グループ | 1 微生物に係る衛生上の試験及び検査に関する事項 |
| 小動物管理グループ | 1 狂犬病予防及び犬の危害防止に関する事項 2 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項（小動物の引取り及び収容に関する事項に限る。） |

3 食品安全対策室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

| 課 等 | 分 掌 事 務 |
|---------|--|
| 食品安全対策室 | 1 食品の安全性の確保に関する事項 2 食中毒事件等の調査及び処理に関する事項 3 食品衛生関係営業に関する事項 4 給食施設の衛生管理の指導に関する事項 |

4 食肉衛生検査所の各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

| グループ | 分 掌 事 務 |
|----------|--|
| 検査第1グループ | 1 と畜場法に関する事項 2 と畜場内における食肉等に係る食品衛生法に関する事項 3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事項 |
| 検査第2グループ | 4 化製場等に関する法律に関する事項 (精密検査を実施する場合において、検査第1グループは理化学又は残留物質に係る検査を、検査第2グループは病理又は微生物に係る検査をそれぞれ担当する。) |

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第34号

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則（平成3年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「医事室」の次に「並びに管理グループ及び会計グループ」を加える。

第3条第1項中「、事務局長のほか、次長」を「事務局長のほか次長を、医事室及びグループにそれぞれ長」に改め、「応じ、」の次に「事務局に」を加え、同条第2項中「室に」を「室（医事室を除く。）に」、「及び室（医事室を除く。）に医長」を「医長又は技師長を、室（医事室を除く。）に副室長、医長」に改める。

第4条第4項を同条第7項とし、同項の前に次の2項を加える。

5 副室長及び事務局長補佐は、それぞれ室長又は次長を補佐し、所管の事務を掌理する。

6 グループ長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「次長及び」、「それぞれ」及び「事務局長又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

第5条第1項中「(医事室を除く。)」を「の各グループ」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

| グループ | 分 掌 事 務 |
|--------|--|
| 管理グループ | 1 病院業務の総合的連絡調整に関する事項 2 職員の人事、給与及び服務に関する事項 3 文書の取扱いに関する事項 4 施設の維持管理に関する事項 5 その他病院業務の事務に関する事項（他グループ及び医事室が所管する事項を除く。） |
| 会計グループ | 1 病院業務の企画及び経営分析に関する事項 2 予算及び決算に関する事項 3 物品の購入、出納及び保管に関する事項 4 その他会計に関する事項 |

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第35号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改める。

第19条の4中「様式第14号の4」を「様式第14号の6」に改め、同条を第19条の6とする。

第19条の3中「様式第14号の3」を「様式第14号の5」に改め、同条を第19条の5とする。

第19条の2中「様式第14号の2」を「様式第14号の4」に改め、同条を第19条の4とし、第19条の次に次の2条を加える。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請書）

第19条の2 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第14号の2)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知書)

第19条の3 省令第4条の4の4の書面は、定期検査結果通知書(様式第14号の3)によるものとする。

第20条中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改める。

第20条の9中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に、「様式第15号の9」を「様式第15号の13」に改め、同条を第20条の13とする。

第20条の8中「第12条の7の7第2項」を「第12条の7の17第2項」に、「様式第15号の8」を「様式第15号の12」に改め、同条を第20条の12とする。

第20条の7中「様式第15号の7」を「様式第15号の11」に改め、同条を第20条の11とする。

第20条の6中「様式第15号の6」を「様式第15号の10」に改め、同条を第20条の10とする。

第20条の5中「様式第15号の5」を「様式第15号の9」に改め、同条を第20条の9とする。

第20条の4中「様式第15号の4」を「様式第15号の8」に改め、同条を第20条の8とする。

第20条の3中「様式第15号の3」を「様式第15号の7」に改め、同条を第20条の7とする。

第20条の2中「様式第15号の2」を「様式第15号の6」に改め、同条を第20条の6とし、第20条の次に次の4条を加える。

(熱回収施設設置者に係る認定の申請書)

第20条の2 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(様式第15号の2)によるものとする。

(熱回収施設設置者に係る認定)

第20条の3 市長は、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収施設設置者の認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し、熱回収施設設置者認定証(様式第15号の3)を交付するものとする。

(熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出書)

第20条の4 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(様式第15号の4)によるものとする。

(熱回収施設設置者に係る報告書)

第20条の5 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書(様式第15号の5)によるものとする。

別表第2中「第12条の2第6項」を「第12条の2第8項」に改める。

様式第13号の2中「あて先」を「宛先」に改め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する」を削り、同様式の備考中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

様式第13号の3中「あて先」を「宛先」に改め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する」を削り、同様式の備考中第7項を第8項とし、第6項の次に次のように加える。

7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

様式第13号の5中「あて先」を「宛先」に改め、「次の一般廃棄物処理施設がしゅん功したので、」を削り、「による施設」を「により、一般廃棄物処理施設」に改め、「検査を」の次に「受けたいので」を加える。

様式第14号中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改める。

様式第14号の4中「(第19条の4関係)」を「(第19条の6関係)」に、「あて先」を「宛先」に、「第9条第5項(同法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)」を

「第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)」に改め、同様式を様式第14号の6とする。

第9条の2の3第2項

様式第14号の3中「(第19条の3関係)」を「(第19条の5関係)」に、「あて先」を「宛先」に、「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同様式を様式第14号の5とする。

様式第14号の2中「(第19条の2関係)」を「(第19条の4関係)」に、「あて先」を「宛先」に、「第9条の3第10項」

を「第9条の3第11項」に改め、同様式を様式第14号の4とし、様式第14号の次に次の2様式を加える。

様式第14号の2 (第19条の2関係)

| | |
|---|--|
| 一般廃棄物処理施設定期検査申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> | |
| (宛先) 金沢市長 | 申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。 | |
| 一般廃棄物処理施設の設置の場所 | |
| 一般廃棄物処理施設の種類 | |
| 許可の年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |

様式第14号の3 (第19条の3関係)

| | |
|--|-----------|
| 定期検査結果通知書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">収 第 号 年 月 日</div> | |
| 住 所 氏 名 | 様 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。 | |
| 金沢市長 印 | |
| 一般廃棄物処理施設の設置の場所 | |
| 一般廃棄物処理施設の種類 | |
| 許可の年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 定期検査の結果 | |
| 次回の検査期限 | 年 月 日 |

様式第15号中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改める。

様式第15号の9中「(第20条の9関係)」を「(第20条の13関係)」に、「あて先」を「宛先」に、「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、同様式を様式第15号の13とする。

様式第15号の8中「(第20条の8関係)」を「(第20条の12関係)」に、「あて先」を「宛先」に、「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同様式を様式第15号の12とする。

様式第15号の7中「(第20条の7関係)」を「(第20条の11関係)」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第15号の11とする。

様式第15号の6中「(第20条の6関係)」を「(第20条の10関係)」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第15号の10とする。

様式第15号の5中「(第20条の5関係)」を「(第20条の9関係)」に、「あて先」を「宛先」に改め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する」を削り、同様式備考中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 及び の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

様式第15号の5を様式第15号の9とする。

様式第15号の4中「(第20条の4関係)」を「(第20条の8関係)」に、「あて先」を「宛先」に改め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する」を削り、同様式備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

様式第15号の4を様式第15号の8とする。

様式第15号の3中「(第20条の3関係)」を「(第20条の7関係)」に、「あて先」を「宛先」に、「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に改め、同様式を様式第15号の7とする。

様式第15号の2中「(第20条の2関係)」を「(第20条の6関係)」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第15号の6とし、様式第15号の次に次の4様式を加える。

様式第15号の2 (第20条の2関係)

(表面)

| | |
|---|-----------------------|
| <p>熱回収施設設置者認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 金沢市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p> | |
| 熱回収施設の設置の場所 | |
| 認定の年月日 | 年 月 日 |
| 認定番号 | |
| 熱回収に必要な設備に関する事項 | 設備の種類及びその設備の能力 |
| | 設備の位置、構造等の設置に関する計画 |
| | 設備の維持管理に関する計画 |
| 熱回収の内容に関する計画 | 熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類 |
| | 熱回収の方法 |
| | 熱回収率 |
| 許可の年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |

(裏面)

備考

- 1 欄は、記入しないでください。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入してください。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載してください。
- 4 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 5 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付してください。
- 6 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載してください。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載してください。
- 7 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入してください。
- 8 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載してください。
- 9 申請書及び添付書類は、それぞれ2部提出してください。

様式第15号の3(第20条の3関係)

| | |
|---|--------|
| 金沢市指令収 第 号 | |
| 年 月 日 | |
| 熱回収施設設置者認定証 | |
| 住 所 | |
| 氏 名 | 様 |
| | 金沢市長 印 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証します。 | |
| 認 定 の 年 月 日 | 年 月 日 |
| 認 定 の 有 効 年 月 日 | 年 月 日 |
| 認 定 番 号 | |
| 熱回収施設の設置の場所 | |
| 熱回収の方法 | |
| 熱回収に必要な設備 | |
| 熱 回 収 率 | % |
| 留 意 事 項 | |

様式第15号の4 (第20条の4関係)

| | |
|---|------------------------------|
| <p>熱回収施設休廃止等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> | |
| <p>(宛先) 金沢市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>熱回収施設の休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p> | |
| 熱回収施設の設置の場所 | |
| 認定の年月日及び認定番号 | 年 月 日 第 号 |
| 熱回収を行わなくなったとき | 理由 年月日 年 月 日 |
| 廃止、休止又は再開したとき | 理由 (廃止・休止・再開の別) 年月日 年 月 日 |
| 熱回収に必要な設備を変更したとき | 変更の内容 理由 年月日 年 月 日 |
| <p>備考</p> <p>1 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p> <p>2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。</p> <p>3 次に掲げる書類及び図面を添付してください。</p> <p>(1) 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図</p> <p>(2) 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類</p> | |

様式第15号の5 (第20条の5関係)

| | | |
|--|-------|--|
| 熱回収報告書 | | 年 月 日 |
| (宛先) 金沢市長 | | 報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。 | | |
| 認定の年月日及び認定番号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 年4月1日から 年 3月31日までの年間の熱回収率 | | % |
| 備考 | | |
| 1 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載してください。 | | |
| 2 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付してください。 | | |

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第36号

金沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 条例第11条の2第3項の規定に基づき返還手数料を免除する場合は、盗難された自転車等であることが明らかである場合など、所有者等の責めに帰すべきでないとし市長が認める理由により、条例第4条に規定する利用期間を超えて自転車等が駐車された場合とする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

第13条 第4条から第10条の2までの規定は、条例第17条第2項の規定による告示のあった同条第1項に規定する暫定自転車等駐車場について準用する。

様式第1号及び様式第2号中「第11条」の次に「(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び様式第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成23年(2011年)3月31日 印刷
平成23年(2011年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄